

沿岸広域振興局長告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年6月19日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
釜石市嬉石町地内、釜石市松原町地内、釜石市大字釜石地内 国道45号	616.90	17.00～18.50	平成27年5月27日
釜石市松原地内 国道283号	235.00	15.00～21.50	〃
釜石市松原地内 3・6・28松原中通線	258.00	8.00	〃
釜石市嬉石地内、釜石市松原地内 区10-1から区10-8まで	1,163.80	10.00	〃
釜石市松原地内 区8-1及び区8-2	240.30	8.00	〃
釜石市嬉石地内、釜石市松原地内 区6-1から区6-13まで	1,230.00	6.00	〃
釜石市嬉石地内、釜石市松原地内 区5-1から区5-3まで	164.50	5.00	〃
釜石市嬉石地内、釜石市松原地内 区4-1から区4-9まで	366.80	4.00	〃
釜石市嬉石地内 歩-1から歩-5まで	91.00	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。